

# 資金決済に関する法律に基づく 利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、協同組合森町ファミリーチエン発行の「森町ファミリーチエン商品券・プリペイドカード」につきましては、令和5年10月31日(火)をもちまして、ご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施いたします。

未使用の森町ファミリーチエン商品券・残額のあるプリペイドカードをお持ちのお客様は以下の払戻し期間内に(協)森町ファミリーチエン事務所(森町商工会内)までお申し出ください。

## 1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

### 協同組合森町ファミリーチエン商品券

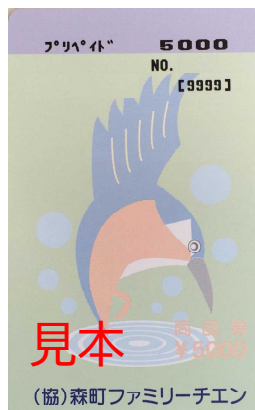
表面



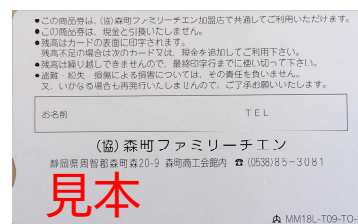
裏面は白紙

### 協同組合森町ファミリーチエンプリペイドカード

表面



裏面



見本

## 2. 払戻しの申出期間

令和5年11月1日(水)～令和6年1月31日(水)

- ・受付時間は、午前9時～午後4時まで(土、日、祝日は除く)
- ・当該期間内に払戻しの申出がない場合この払戻し手続きから除斥されます。

## 3. 申出及び払戻し方法

森町商工会1階ファミリーチエン受付に未使用商品券・残額のあるプリペイドカードを持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

## 4. お問い合わせ先

協同組合森町ファミリーチエン事務所 (森町商工会内)  
〒437-0215 静岡県周智郡森町森20-9 電話番号0538-85-3081